

令和 4 年 2 月 16 日

次期愛知県スポーツ推進計画に係る策定委員会の設置について（案）

愛知県スポーツ推進審議会
会 長 高 橋 繁 浩

愛知県スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年愛知県条例第 1 号）第 6 条の規定に基づき、愛知県スポーツ推進審議会のもとに次の委員会を設置する。

次期愛知県スポーツ推進計画策定委員会

（所掌事務）

次期愛知県スポーツ推進計画について調査審議すること。

（設置期間）

所掌事務に関する審議が終了したときに廃止する。

○愛知県スポーツ推進審議会条例（抄）

（雑 則）

第六条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
会長が審議会に諮って定める。